



山形県公報

平成29年3月28日(火)
第2831号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……333
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(最上総合支庁子ども家庭支援課) ……334
- 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程……………(中小企業振興課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……335
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 最上中央公園の利用料金……………(最上総合支庁建設総務課) ……336
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……338
- 山形県土地利用基本計画の変更……………(県土利用政策課) ……339
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

公 告

- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……340

告 示

山形県告示第221号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 酒田市水資源保全地域
(2) 区 域 酒田市(平成17年10月31日における酒田市の区域)9林班から14林班まで及び42林班から56林班まで(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める森林の区域に限る。)並びに同項の規定によりたてた地域森林計画で定める同市(同日における飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の区域)の森林の区域
- 2 (1) 名 称 尾花沢市水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める尾花沢市の森林の区域
- 3 (1) 名 称 金山町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡金山町の森林の区域
- 4 (1) 名 称 戸沢村水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡戸沢村の森林の区域
- 5 (1) 名 称 高島町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東置賜郡高島町の森林の区域

山形県告示第222号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
社会福祉法人陽だまり 最上郡金山町大字金山2277番地	セラピーファームめぐたま 最上郡金山町大字金山2277番地	放課後等デイサービス	平成29. 2. 24
社会福祉法人陽だまり 最上郡金山町大字金山2277番地	セラピーファームめぐたま 最上郡金山町大字金山302番地 1	児童発達支援	同

山形県告示第223号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「事業再生円滑化関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）」 10分の4 を

事業再生円滑化関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	に改める。
流動資産担保融資保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	
借換保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	
事業承継サポート保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	
専門家派遣付長期設備保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

山形県告示第224号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人 山形リーダーズファーム
代表理事 荒澤 宏弥
新庄市大字萩野字横根山35-2

2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
農事組合法人 山形リーダーズファーム 代表理事 田宮 俊夫 新庄市大字萩野字横根山35-2	農事組合法人 山形リーダーズファーム 代表理事 荒澤 宏弥 新庄市大字萩野字横根山35-2	平成29年3月1日

山形県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日
平成29年3月16日

山形県告示第226号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 付属施設及び器具の利用料金
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して個人で利用する場合以外の場合

区 分			単 位	利用料金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	40円	
		上記以外の場合		90円	
会議室			1室 1時間につき	160円	
温水シャワー			1回につき	110円	
放送設備			1時間につき	420円	840円

運動用具（陸上競技用具を除く。）		1 競技一式 1 時間につき	100円	
陸上競技用具		1 品 1 時間につき	20円	
		1 式 1 時間につき	1,800円	
夜間照明施設		1,500ルクスの照明 1 時間につき	31,110円	155,550円
		1,000ルクスの照明 1 時間につき	20,740円	103,680円
		750ルクスの照明 1 時間につき	15,560円	77,780円
		300ルクスの照明 1 時間につき	6,220円	31,110円
		150ルクスの照明 1 時間につき	3,110円	15,560円
電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1 時間につき	5,800円	9,630円
	入場料金を領収する場合		9,630円	17,280円

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第227号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

- (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

(イ) (ロ)以外の場合

有料公園施設 の名称	区		分		利 用 料 金	
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	880円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,760円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,750円
				上記以外の場合	1時間当たり	3,500円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	8,770円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり	35,090円		
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	440円	
	上記以外の場合			1時間当たり	880円	

(ロ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して利用する場合

有料公園施設 の名称	区		分		利 用 料 金	
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	440円
				上記以外の場合	1時間当たり	880円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	880円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,750円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	4,390円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり	17,550円		
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	220円	
	上記以外の場合			1時間当たり	440円	

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単 位	利 用 料 金	
			アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
屋内多目的施設	会議室	1時間につき	200円	410円
	放送設備	1時間につき	50円	100円
	テニス用具	一式 1時間につき	50円	
	ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	
	ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	

ハ 電気消費加算額

区	分	単 位	加 算 額
屋内多目的施設	全灯使用	1時間につき	1,620円
	1/2灯使用	1時間につき	800円
	持込機器電源		実費相当額

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 長井白鷹線
- 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明三2809番2から
同 船場前四3000番11まで
- 供用開始の期日 平成29年3月30日

山形県告示第229号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部県土利用政策課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る農業地域の拡大及び縮小並びに森林地域の縮小

2 変更に係る市町

酒田市、南陽市、西置賜郡白鷹町及び同郡飯豊町

山形県告示第230号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	承認年月日
変更前	変更後		
芳賀 長吉	芳賀 大典	寒河江市本楯一丁目28番地	平成29. 3. 21

山形県告示第231号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変更前	変更後	
東南置賜地区食品衛生 協会 会長 佐藤 敏郎	米沢市金池三丁目1番26号	米沢市金池七丁目1番50号	平成29. 3. 16

山形県告示第232号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変更前	変更後	
長井地区食品衛生協会 会長 深澤 勝洋	米沢市金池三丁目1番26号	米沢市金池七丁目1番50号	平成29. 3. 16

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成29年4月11日まで縦覧に供する。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	9者	山形市大字漆山字伊東原318番ほか23筆
上山市	14者	上山市楢下字元屋敷536番1ほか43筆
天童市	10者	天童市大字北目字千刈2099番2ほか46筆
山辺町	4者	東村山郡山辺町三河13番ほか7筆
中山町	2者	東村山郡中山町大字向新田字向野555番ほか3筆
寒河江市	140者	寒河江市大字柴橋字高松3194番ほか736筆
河北町	47者	西村山郡河北町西里字下楨6143番ほか244筆
大江町	17者	西村山郡大江町大字左沢字木ノ沢2060番3ほか86筆
村山市	15者	村山市大字林崎字管巻1985番ほか62筆
東根市	35者	東根市大字観音寺字石崎3867番ほか148筆
尾花沢市	12者	尾花沢市大字寺内字日影2411番8ほか63筆
大石田町	12者	北村山郡大石田町大字横山字広面4771番ほか27筆
新庄市	10者	新庄市大字角沢字小角沢2625番ほか58筆
舟形町	8者	最上郡舟形町富田字富田873番2ほか58筆

真室川町	3者	最上郡真室川町大字差首鍋字西川667番1ほか25筆
鮭川村	2者	最上郡鮭川村大字庭月字上中嶋5256番ほか14筆
戸沢村	3者	最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野1782番1ほか38筆
米沢市	4者	米沢市窪田町矢野目字桐井屋敷1292番ほか18筆
南陽市	7者	南陽市鍋田字豊田1369番1ほか19筆
高島町	21者	東置賜郡高島町大字川沼字道南347番1ほか163筆
川西町	25者	東置賜郡川西町大字上小松字南屋敷603番1ほか144筆
長井市	30者	長井市草岡字二反五前3987番ほか244筆
小国町	8者	西置賜郡小国町大字越中里字砂田519番ほか38筆
白鷹町	28者	西置賜郡白鷹町大字山口字下中丸14番1ほか308筆
飯豊町	19者	西置賜郡飯豊町大字高峰字橋本向4817番1ほか135筆
鶴岡市	122者	鶴岡市寺田字月記270番ほか838筆
三川町	9者	東田川郡三川町大字横山字大坪124番ほか57筆
庄内町	35者	東田川郡庄内町科沢字真木坂52番20ほか238筆
遊佐町	6者	飽海郡遊佐町庄泉字開元250番ほか24筆

2 申請年月日

平成29年3月14日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年4月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

平成29年3月28日印刷 発行所 山形県庁
平成29年3月28日発行 発行人 山形県